

物 品 売 買 契 約 書 (案)

社会福祉法人岩手県社会福祉事業団（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
とは、物品の売買について、次のとおり契約を締結する。

第1 甲が乙から購入する物品の品名、規格及び数量は、次のとおりとする。

- (1) 品 名 普通乗用車
- (2) 規 格 仕様書のとおり
- (3) 数 量 1 台

第2 契約金額及び契約保証金は、次のとおりとする。なお、第1号の「消費税額」は、取引に係る消費税及び地方消費税の額である。

- (1) 契約金額 金 円（うち消費税額 円）
- (2) 契約保証金 金 円

第3 物品の受渡場所及び納入期限は、次のとおりとする。

- (1) 場 所 盛岡市手代森6地割10番地6 てしろもりの丘
- (2) 納入期限 令和7年12月26日（金）

第4 乙は、物品を納入したときは、その旨を甲に通知し、甲は、物品検収員をして、乙又は乙の指定する者の立ち合いのうえ、当該物品が契約の内容に適合するかどうかを検収するものとする。

2 乙又は乙の指定するものが、前項の検収に立会いできないときは、代理人を立会いさせるものとする。

3 所有権が移転する前に物品に生じた損害は、乙の負担とする。ただし、当該損害について、甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、当該損害は、甲の負担とする。

第5 乙は、検収の結果不合格となった物品を遅滞なく引き取り、速やかに代品を納入するものとする。この場合における検収は、第4の定めるところによる。

第6 甲は、物品の納入が完了した後において、乙から適法な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に乙が指定した口座へ振込により代価を支払うものとする。

第7 甲は、自己の責に帰すべき理由により、代価の支払を遅延した場合は、約定期間満了の日の翌日から支払する日までの日数に応じ、当該未払額につき年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

第8 甲は、乙が自己の責の帰すべき理由により、納入期限内に契約を履行しない場合は、遅延日数1日につき契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額の1,000分の1の割合で計算した違約金を徴収するものとする。

第9 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。

- (1) 契約の目的物を納入することができないことが明らかであるとき。
- (2) 乙が、契約の目的物の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することがある。

- (1) 不正の手段により契約金額の支払を受けたとき。
- (2) 正当な理由なくしてこの契約に違反したとき。
- (3) 次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号におい

て「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

3 前項の規定は、契約金額の支払があつた後においても適用する。

第10 乙は、第9の規定によりこの契約を解除された場合において、既に契約金額の支払がなされているときは、甲の定めるところにより契約金額を返還するものとする。

2 乙は、前項の規定により契約金額を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年2.5パーセントの割合で計算した延滞金を甲に納付するものとする。

第11 乙は、当該契約を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けたものについてはこの限りではない。

第12 乙の代表者又は乙の代理人、使用人その他の従業員は、当該契約の実施にあたって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第13 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 社会福祉法人 岩手県社会福祉事業団
契約担当者
岩手県盛岡市手代森6地割10番地6
てしろもりの丘よつば
施設長 高 橋 美香子 印

乙

印